☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第45号 2020.12.7 ☆☆

宮城県内、仙台市内でも相次いでクラスターが発生しており、新型コロナウイルス感染症対策の強化がより 一層重要になってきています。今号では日本医師会休業補償制度と厚生労働省から通知された自費検査を行う 場合の情報提供についてご紹介いたします。

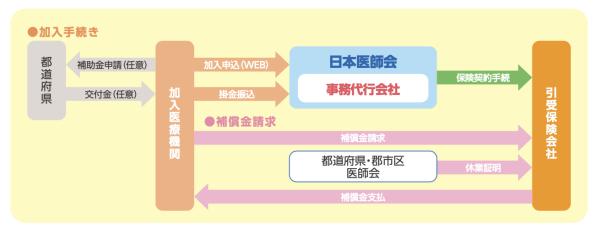
新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」について(2020.11.30)

日本医師会会員医療機関向けに、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償する「日本医師会休業補償制度」が創設されました。

■補償対象: **日本医師会会員が開設または管理**する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所(医師会健診・検査センター含む)

※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

- ■補償内容:以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。
- ① 日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに**感染もしくは濃厚接触**すること。
- ② 医療従事者の新型コロナウイルス感染(濃厚接触)に伴い、当該医療機関で**外部業者による消毒**が行われること(消毒料金の多寡は不問)。
- ③ 医療従事者の新型コロナウイルスの感染(濃厚接触)および消毒の実施に伴い、**休診日を含む連続7日** (7 営業日ではない)以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること。
- ■補償金額:休業一時金:100 万円(保険期間中1回のみ)
- ※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が年間 4,000 万円を下回る場合は、補償金額が 100 万円以下となることがあります。
- ■補償期間:**令和3年1月1日から1年間**(中途加入も可能です)
- ■年間掛金:1 施設あたり 48,000 円
- ※なお、掛金は厚生労働省が実施している「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助 対象です。補助申請可能な場合は、事実上負担なしで加入できます。
- ■申込方法:日本医師会が開設する**申込専用 Web ページ**にアクセスして、申込手続きを行ってください。 (http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html)
- ■保険加入手続き・補償金請求の流れ



※本制度の補償対象施設のうち、医療法上の病院または診療所以外の施設については、厚生労働省補助事業の対象外となります。

■本件に関する問合せ:日本医師会地域医療課(担当:青木・岸)

制度全般について TEL: 03-3946-2121、メール: jmabi2020@tmnf.jp 加入申し込み方法・その他事務手続きについて メール: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項(2020. 11. 24)

厚生労働省より "自費検査" を提供する機関が情報提供すべき事項、留意事項がとりまとめられ、各都 道府県等衛生主管部(局) 長宛て事務連絡がなされました。**医療機関向け通知ではありません**ので今のところ実施義務等はありませんが、検査の際のご参考にしてください。

- ■社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査(いわゆる**自費検査**)については、 検査ニーズに対応できる環境の整備が求められており、利用者が、各検査機関が提供する**検査の内容や 価格、陽性が判明した際の対応**等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすること が重要である。そのため、利用者に向けた以下の情報開示と説明が必要である。
- 1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項
- (1)利用者に検査を提供する機関(医療機関、検査(分析)機関)の**基本情報、問い合わせ先**(名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等)
- (2) 自費による検査である旨と検査費用(検査1回当たりの費用)
- (3)検査費用に含まれるサービスの内容(検査分析、検体の配送等)
- (4)検査(分析)を実施する機関の種類(医療機関、衛生検査所、その他)
- (5) 医師による診断の有無
- (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- (8) **検査(分析)方法**(PCR 法、LAMP 法、抗原定量等)
- (9) 検体採取方法(唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等)
- (10) 検査時間(検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間)
- (11) **検査人数**(実施数)
- (12)その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること
- ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合
- ・精度の確保に係る責任者を配置している場合
- ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合
- ・検査(分析)機関が内部精度管理を行っている場合
- ・検査(分析)機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合
- ・検査方法(検体採取・保管・輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合
- 2. 利用者に説明する事項

下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること

- ① 発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談すること
- ② 医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合に、検査機関に提携医療機関がある場合には、被 検者本人の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果 (陽性)が報告されること。提携医療機関 がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を 受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること。
- ③ 医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断 された場合には、**医師が感染症法に基づく届出を行う**ことになること
- ④ 偽陽性・偽陰性の可能性があること
- ⑤ 検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウィルス が検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意が必要であること

また利用者と検査機関に向けた留意事項について、厚生労働省 HP もご参考下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html)

(文責;松森保彦)

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。